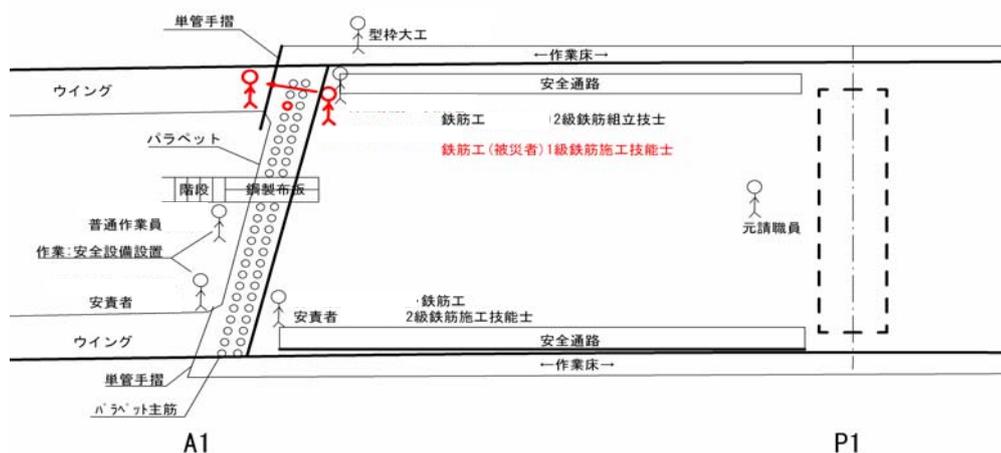


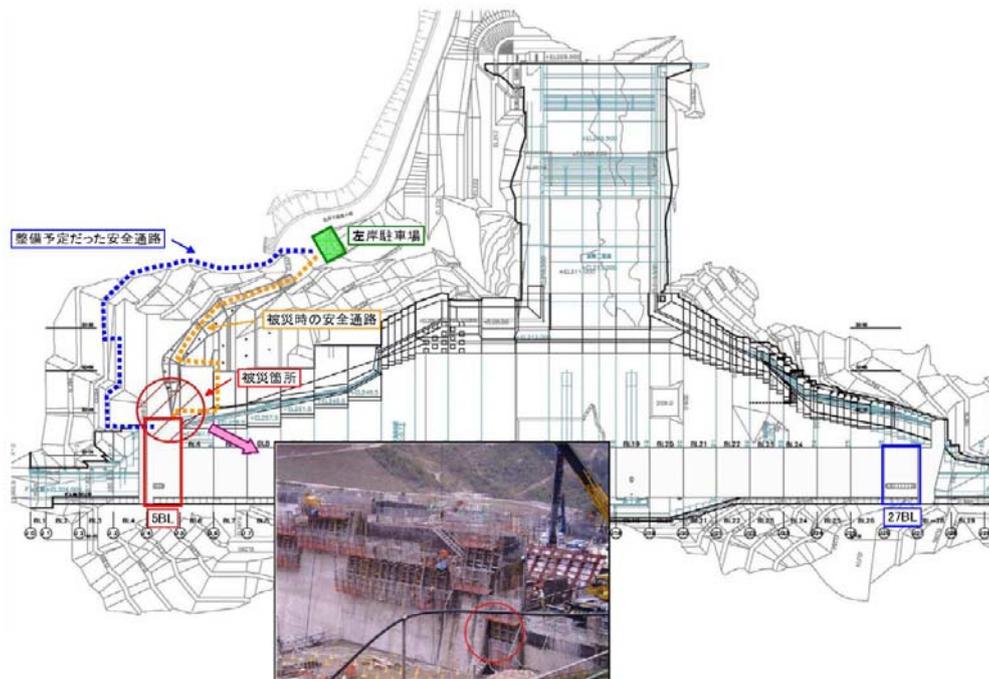
事故種類	労働災害	発生日時	平成21年4月15日	9時40分	
事故区分	労働災害	年齢性別	33歳 男性	職種	鉄筋工
被災程度(全治)	会陰部裂創(約1週間の加療期間を要する)				
事故概要	橋梁上部工工事中において、上床版部及び壁高欄部の鉄筋組立作業中、壁高欄部端部の配筋組立の際、配力筋の曲げ加工不足に気付き、目の前にある単管パイプを利用し、修正加工しようと思いそのまま横移動した。パラペット部配筋に左足をかけ、移動を始めた際、被災者の体重により配筋の結束なまし鉄線が切れ、身体のバランスを崩し座り込んだ。その際、未養生の主鉄筋に接触、左足付け根部を負傷した。				
1 事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の加工作業を行うための移動の際、仮設階段を利用せずに近道をしたため。 ・事故現場付近は、店社安全パトロールの改善指導箇所であったが、処理が改善されないまま作業を進めていた。 ・現場における鉄筋の加工の作業手順書がなく、近傍に鉄筋の加工器具が設置されていなかった。 ・むきだしの鉄筋の養生がなされていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業通路を確保すると共に、標識等を明記し掲示、危険箇所には立ち入り禁止の表示、防護柵を設置する。 ・店社の安全パトロールなどの改善指示事項について伝達の徹底を図り、改善指示箇所は改善完了後確認し作業に着手する。 ・現場における鉄筋加工に関する作業手順書を作成する。 ・むきだしの鉄筋はキャップ等を設置し適切に養生する。 				
類似工事への周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の加工作業において、適切な加工場所を確保すると共に安全な作業用通路を確保する。 ・全ての作業員に対し、移動の際は定められた作業用通路の使用遵守を徹底する。 				

事故状況図



事故種類	労働災害	発生日時	平成21年4月16日 16時30分		
事故区分	労働災害	年齢性別	55歳 男性	職種	大工
被災程度(全治)	頭部打撲、頭部裂創、背部打撲、左足部打撲(約10日間の加療を要する見込み)				
事故概要	型枠のスライド作業終了後、資材の跡片付けを終了し、右岸寄りの堤体27BL上流型枠の組立作業するために移動する際、堤体の左岸下流側に駐車していた自動車を取り行くため、堤体5BL下流側型枠の梯子を使用して降りる最中に同僚の忠告を聞かず左手に丸ノコを所持したまま梯子を降りていたところ梯子を掴み損ねて下部の足場に転落した。				
2 事故原因等	被災者自らの不注意も原因の一つであると考えられるが、その行動に至った背景には、施工段階に応じた適切な安全通路が確認されてなく型枠スライド作業時の昇降設備を通路として使用していたこと、元請が下請に対して適切に安全通路の指示及び周知等を行っていなかったという点が挙げられる。				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・現場全体の設備点検を行い、安全通路の確保及び看板設置を行う。 ・スライド型枠の梯子位置と階段位置を連続にしない。もしくは開閉扉を設置する。 ・鉛直のスライド型枠各所における物の上下移動時はロープ付き袋を必ず使用する。 ・鉛直のスライド型枠各所の梯子位置の転落防止用養生柵は全面を覆うように設置する。 ・型枠スライド作業において、物を所持したままの梯子の昇降を禁止する。 ・型枠スライド作業以外の梯子の使用は行わない。 				
類似工事への周知事項	昇降設備の適切な設置や安全通路の周知について徹底する。				

事故状況図



被災状況イメージ写真

